

伊勢市農業委員会 第178回 総会議事録

日 時	令和2年10月15日(木) 14時00分～14時53分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>16名</p> <p>2番 川畑 幸也      3番 吉田 保      4番 岡田 敏男</p> <p>5番 中西 重喜      7番 濱口 節生      8番 北村 安弘</p> <p>9番 森川 正弘      10番 中山 銀蔵      11番 中西 善夫</p> <p>12番 泉 一嘉      13番 出口 米雄      14番 田畑 春雄</p> <p>15番 奥野 隆史      17番 大西 正義      18番 早川 繁一</p> <p>19番 奥本 一志</p>
欠席委員	<p>3名</p> <p>1番 山添 久憲      6番 中村 猛      16番 岩尾 昭</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美(局長)</p> <p>西村 明裕(係長)</p> <p>上野 結女(会計年度任用職員)</p> <p>農林水産課</p> <p>山神 彩花(職員)</p>
会議録署名者	<p>9番 森川 正弘      17番 大西 正義</p>
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>追加議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について (農林水産課提案)</p>
報告事項	<p>1. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>2. 農地利用変更届出書について</p> <p>3. 農地の転用事実に関する照会書について</p>

(津地方法務局伊勢支局より)

4. その他

議 長

みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第178回総会を開会いたします。

本日の出席者は16名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。

本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、

9番の<sup>もりかわ</sup>森川 <sup>まさひろ</sup>正弘さんと、

17番の<sup>おおにし</sup>大西 <sup>まさよし</sup>正義さん

のご両名にお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。

局 長

それでは、付議事項につきまして提案させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

そして本日配布しました

追加議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

以上あわせて5件でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

係 長

では本日配布しました資料の確認をお願いいたします。お手元に「追加議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について」と写真資料を配布しております。不足のある方はみえませんか。ない方は挙手をお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。1ページをお願いいたします。件数は3件で田が2筆の281㎡で、畑が3筆の758㎡、合計5筆の1,039㎡でございます。

次のページをお願いいたします。内訳といたしましてはすべて所有権移転でございました。それでは1-1ページをお開き願います。

1番でございます。贈与でございます。受贈者は西豊浜町の登記地目畑、現況地目田1筆、登記及び現況地目田1筆、計2筆を譲り受けて経営の拡大をしたい旨の申請でございます。申請地は2筆とも隣接しており、西豊浜町地内 豊浜橋より東へ130mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、申請地は自作地にございました。稼働人員は2名でございます。

続きまして2番でございます。こちらも贈与でございます。受贈者は上地町の畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は上地町地内 関蟬麻呂神社より北東へ15mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果自作地にございました。稼働人員は2名でございます。

続きまして3番でございます。こちらも贈与でございます。受贈者は二見町溝口の畑2筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は二見町溝口地内 神宮御園より東へ80mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。本案件の受贈者は、二見町で所有している農地が16aで下限面積要件である30aを満たしてはいませんが。現在、明和町農業委員会へ19aの利用権設定を申請中でございます。これが認められ公告されれば、合計すると耕作面積は二見町の下限面積30aの要件を満たします。よってお認めいただければ一旦保留とし、明和町農業委員会の利用権設定の公告日をもって許可したいものでございます。ちなみに明和町農業委員会事務局に確認したところ、公告日の予定は10月30日であり、現時点では、この申請については、何も問題はないということを確認しております。

現地調査の結果、自作地にございました。稼働人員は3名でございます。

議案第1号は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果いづれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係長

2ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。こちらの件数は1件で、田が3筆の1,490㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。次ページをお願いいたします。

2-1ページをご覧ください。

1番でございます。申請人は小俣町宮前の田3筆計1,490㎡を農業用の倉庫3棟 建築面積381.02㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町宮前地内 宮前公園より東へ100mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地にございます。農用地でございますので、

原則転用は不可ではございますが、不許可の例外がございまして、農地法第4条第6項ただし書きにある農業用施設用地として用途区分が行われている農地で農業用施設を建設する場合は転用が認められております。本案件につきましては、当初先月許可した3条申請に含まれていたのですが、現地調査等を確認したところ、既に倉庫が建っていましたことから、3条申請から当該地を除いて、まず当該地を農用地に対する用途区分変更申請をしてから、転用申請を出すように指導しました。その結果、今回令和2年9月23日付で用途区分変更の許可が下りまして、このような転用申請となったものでございます。また本申請におきましては、追認案件ということで、用途区分変更及び転用する前に倉庫を建ててしまったということで始末書を提出されております。現地調査の結果、既に倉庫が建っていることから棒線となります。排水は北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置します。

議案第2号につきましては以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。本件につきましては、これまでの経過があるので転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議の程よろしく願います。

議長

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。まず8番につきましては濱口 <sup>はまぐち</sup> <sup>せつお</sup> 節夫委員に関係する分でございます。ひとまず濱口委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(濱口委員退席、審議)

事務局説明をお願いします。

係 長

それでは3ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

まず、すみませんが飛びまして3-5ページをご覧ください。

8番でございます。こちらは売買でございます。受人は、村松町の畑1筆を譲り受けて、駐車場2台分としたいとの申請でございます。申請地は村松町地内 村松町民会館より西へ100mに位置する第2種農地でございます。受人は現在自宅に駐車場を持っておりますが、物置を自宅に設置したいために、駐車場用地が不足することから、近くの申請地を使用したいとの申し出に渡人が了承したものでございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては周囲にコンクリートブロックを設置するものでございます。

以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本件について何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない

ようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第3号中の濱口委員に係る分については承認することに決定いたしました。

それでは濱口委員にお戻りをいただきたいと思います。

(濱口委員着席後審議再開)

それでは、議案第3号のその他の案件の審議に入りたいと思います。事務局説明をお願いします。

係 長

では改めてご説明申し上げます。3ページにお戻りください。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は19件で、田が8筆の5,736㎡で、畑が21筆の7,565㎡、計29筆の13,301㎡です。詳細についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。3-1ページをご覧ください。

1番でございます。こちらは使用貸借でございます。借人は母親名義の登記地目田、現況地目畑1筆を借り受けて、借人が経営するためのエステサロンの店舗 建築面積42.00㎡としたいとの申請にございます。申請地は宇治浦田二丁目地内 市立進修小学校に隣接する用途地域内の第3種農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。排水は、北側既設下水道へ放流とし、被害防除は整地のみで問題はないとのことでございます。

続きまして2番でございます。こちらは売買にございます。受人は、大世古三丁目の畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積56.31㎡としたいとの申請にございます。申請地は大世古四丁目地内大世古保育所より東へ200mに位置する用途地域内の第3種農地にございます。申請地は現時点で抵当権設定がなされていますが、抵当権者の同意が得られており、この土地の売買代金によって債務に充てるとのことでございます。また、本申請にあたり渡人から許可も得ず整地してしまったという内容の始末書が提出されております。現地調査も行った結果、始末書の内容のとおりで、既に農地の形態ではなく現

況地目は棒線となります。建ぺい率は39%、排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するものでございます。

次のページをお願いします。3-2ページを御覧ください。

3番でございます。こちらでも売買にございます。受人は一色町の田1筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積289.13㎡としたいとの申請にございます。申請地は通町地内 通町変電所より北へ940mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、耕作されておらず荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は周囲にフェンスを設置するものでございます。

続きまして、4番でございます。こちらでも売買でございます。受人は佐八町の畑を1筆譲り受けて住宅2階建て1棟 建築面積54.24㎡としたいとの申請にございます。申請地は佐八町地内 長泉寺より西へ50mに位置する既存集落内の第3種農地にございます。また、本申請に至る際に渡人から、無断で造成してしまったとの旨の始末書が添付されました。そして現地調査の結果、始末書の内容のとおり整地されており農地の形態ではなくなっていることを確認しました。よって現況地目は棒線にございます。建ぺい率は26%、排水は浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものとします。

次のページをお願いします。3-3ページをご御覧ください。

5番でございます。こちらは地上権設定となります。地上権者は、東豊浜町の畑3筆に地上権を設定し、太陽光発電設備 設置面積458.63㎡としたいとの申請にございます。申請地は東豊浜町地内 豊北漁港より西へ220mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。なお、地上権の設定期間は20年間でございます。排水は雨水のみで、自然浸透とし、被害防除は周囲にフェンスを設置するとのことでございます。

次のページをお願いします。3-4ページをご御覧ください。

6番でございます。こちらは賃貸借にございます。借人は、檜原町の畑2筆を借り上げて、太陽発電設備 設置面積473.64㎡としたいとの申請にございます。申請地は東豊浜町地内 東豊浜町津波避難施設



(避難タワー)より南東へ240mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。なお、賃貸借期間は20年間でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては整地した後に周囲にフェンスを設置するものでございます。

続きまして7番でございます。こちらは売買でございます。受人は、有滝町の畑1筆を譲り受けて、事業用の車の駐車場6台分としたいとの申請にございます。申請地は有滝町地内 ありたき農村公園より東へ520mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地にございました。なお、受人は左官業を営んでおり、渡人は受人の従業員でございまして、かつ運転免許を持っていないために、受人が毎度迎えに行っているとのことです。今回受人の駐車場が手狭になってきたことや事業用の車等を置くところに困っていたことから、渡人からの提案で、当該地に作業車を置ける場所が確保できるとのことで合意に至ったことの経過によるものでございます。排水は雨水のみで自然浸透とします。被害防除としてコンクリートブロックを設置します

次のページをお願いします。3-5ページを御覧ください。

8番を飛ばしまして、9番でございます。こちらは賃貸借にございます。借人である愛知県碧南市で太陽光発電事業を営む 有限会社アトリア 代表取締役 遠藤 裕一さんが、村松町の畑1筆を借り受けて、太陽光発電設備 設置面積329.77㎡としたい旨の申請にございます。申請地は国道23号 村松町3交差点より南東へ120mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。本案件は、原則パネルの垂直投下面積が申請地の面積に対して占める比率が、三重県農業会議が定める40%を超えなければならない基準を満たしてはおりません。しかしながら理由書が提出されまして、土地の形状が南北に細長く、発電効率を考慮してパネルとパネルの間を3mとし、3m幅の管理用道路を敷設するためとの内容が記載されており、管理用道路等を除いたが面積748.51㎡となり、パネルが使用する面積割合は40%を超えるとのことでございます。事務局としては、この理由書を妥当と認め、本総会に上程するものでございます。賃貸借期間は20年間とし、排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として、周囲にフェンスを設置するものでございます。

次のページをお願いします。3－6ページをご覧ください。

10番でございます。こちらは売買でございます。受人である村松町で建設業を営む株式会社中美建設 代表取締役 中村 淳二さんが、村松町の畑1筆を譲り受けて、事務所に隣接する当該地を来客用及び下請業者用の駐車場13台分としたいとの申請でございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南東へ260mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。しかしながら申請時に、渡人から申請前に造成してしまったという内容で始末書の提出されておりまして、現地調査の結果、内容通り整地化されていることを確認しました。よって現況地目は棒線となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にコンクリート擁壁を設置します。

続きまして11番でございます。こちらでも売買でございます。受人は、村松町の畑2筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積96.88㎡及び物置9.93㎡ 総建築面積 106.81㎡、一体利用地の雑種地159㎡を合わせて所要面積484㎡としたいとの申請でございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南西に220mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、自作地でございます。建ぺい率は22%で、排水は浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除はコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

次のページをお願いします。3－7ページを御覧ください。

12番でございます。こちらは贈与でございます。受贈者は、上地町に点在している畑3筆を譲り受けて貸資材置場としたい旨の申請でございます。本申請は、申請時に贈与者が申請地のうちの湯田野北の土地2筆については、申請前に造成してしまったという旨の始末書が提出されております。申請地は上地町に点在しており、それぞれの申請地を現地調査しました結果、湯田野北の土地2筆は始末書のとおりであることを確認し、中楽山の土地は荒廃農地でありました。よって湯田野北分の2筆の現況地目は棒線となっております。また受贈者は、宮川一丁目で建設工事業を営む株式会社藤建組の代表取締役を務めており、許可後、所有権が移った後に自身が経営している藤建組に使用貸借する予定となっております。排水は雨水のみで自然浸透又は道路側溝へ放流とし、被害防除は土留めを行います。

続きまして13番でございます。こちらは使用貸借でございます。借人は父親名義の中須町の畑1筆を借り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積76.18㎡としたいとの申請にございます。申請地は川端町地内 度会橋より西へ300mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は35%、排水は浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置します。

次のページをお願いします。3-8ページをご覧ください。

14番でございます。こちらは売買にございます。受人である楠部町で不動産業を営む株式会社栄ハウジング 代表取締役 浅沼 小百合さんが楠部町の田2筆を譲り受けて建売住宅4棟 建築面積248.40㎡、宅地所要面積1,050.87㎡ 道路等 330.68㎡ 所要面積計 実測で1,381.55㎡としたいとの申請にございます。申請地は、楠部町地内伊勢インターチェンジに隣接するところで、当初は農業振興地域内農用地区域内農地にございましたが、令和2年9月1日に農用地除外が決定されまして、その後確認しましたところ、伊勢インターチェンジに隣接するということが第3種農地に該当するところになりました。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は23%で、排水は浄化槽をへて北側既設道路排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するものでございます。また、本案件は、総転用面積が1,000㎡を超える開発案件でもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

続きまして15番でございます。こちらでも売買にございます。受人は横輪町の受人の住宅の裏の畑1筆を譲り受けて、住宅敷地の拡張をしたい旨の申請にございます。申請地は横輪町地内 横輪公民館より東へ190mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、自作地と判断されました。拡張した部分を足すと全体の所要面積は389.63㎡となり、既存住宅の建築面積は128.92㎡ですので、建ぺい率は33%となります。排水は雨水のみで自然浸透とします。被害防除は整地のみです。

次のページをお願いします。3-9ページをご覧ください。

16番でございます。こちらは使用貸借でございます。借人は、祖母名義の小俣町相合の畑1筆を借り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積73.70㎡としたいとの申請でございます。申請地は小俣町元町地内 市立小俣小学校より北へ400mに位置する用途地域内の第3種農地でございます。本申請におきましては、申請前に造成してしまったとの内容の始末書が添付されております。現地調査の結果、始末書の内容通り造成され、駐車場となっております。よって現況地目は棒線となります。建ぺい率は31%で、排水は浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するものでございます。

続きまして17番でございます。こちらは売買でございます。受人である中村町で自動車販売業を営む株式会社TAKT 代表取締役徳田 隆仁さんが、御薮町小林的畑1筆を譲り受けて、自社が販売する車両の在庫分の車両置場としたい旨の申請でございます。申請地は御薮町小林地内 小林児童公園より南へ370mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は整地のみで問題はないそうです。

次のページをお願いします。3-10ページをご覧ください。

18番でございます。こちらは売買でございます。受人である小俣町湯田で自動車整備業を営む株式会社橋本自動車工業 代表取締役橋本 一喜さんが、小俣町湯田の登記地目畑、現況地目田1筆、登記及び現況地目田1筆、計2筆を譲り受けて、周辺に点在している自社の工場等を集約し、経営を拡大するために自社敷地を拡張し、社員用に10台、新たに大型作業用車両、そしてレンタカー用に駐車場35台分及び作業場としたいとの申請でございます。申請地は小俣町湯田地内 湯田神社より北西へ160mに位置する第1種農地でございます。第1種農地でございますと原則不許可となることころでございますが、農地法施行令第11条第1項第2号ハ及び農地法施行規則第35条第1項第5号に「既存の施設の拡張(拡張に係る敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」という規定がございます。今回申請者である橋本自動車工業の敷地面積は4,083.89㎡で、自社の敷地につきましては、公図及び現況写真の添付をもって申請され、事務局も現地を確認しました。そして今回の申請された土地の面

積は 1,780 m<sup>2</sup>で半分以下でございます。よってこの規定を満たすものとして今回上程するものでございます。また、転用面積がかなり大きいので、これほどの広さが必要なのかどうかを確認したところ、レッカー車を含む作業用の大型車を複数台所有しており、現在はそれぞれの離れた敷地に分散して駐車しているので効率が悪いためのことです。また東京では既に運行されていますが、三重交通もバス車両 2 台を連結した「接続バス」を伊勢市で運行する予定です。新聞によりますと愛称は「神都ライナー」に決定したそうですが、申請者は、そのバスを整備する計画があるとのことでそれに対応できる用地が必要なためとのこととございました。現地調査の結果、自作地にございました。排水は雨水のみで自然浸透及び西側既設排水路へ放流とし、被害防除はコンクリート擁壁を設置するとのこととございます。また、本件は転用面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えますが、建物を建てないことから開発案件には該当いたしません。

続きまして、19 番でございます。こちらも売買でございます。受入である松阪市湊町で不動産を営む株式会社富士土地 代表取締役 林 弘高さんが小俣町湯田の田 3 筆を譲り受け、建売住宅 10 棟 建築面積 698.57 m<sup>2</sup> 敷地面積 2,442.08 m<sup>2</sup>、道路等 526.19 m<sup>2</sup>、所要面積計実測で 2,968.27 m<sup>2</sup>としたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 湯田神社より東へ 130m に位置する既存集落内の第 3 種農地でございます。建ぺい率は 28%、排水は浄化槽をへて東既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置します。また、本案件は、総転用面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える開発案件でもありますことから、都市計画法第 29 条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

議案 3 号は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定し、なお、14番と19番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係 長

続きまして議案第4号 非農地証明願についてでございます。

4ページをお願いします。件数は3件で、田が8筆の1,431㎡畑が1筆の314㎡、計9筆1,745㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。次ページをお願いいたします。

4-1ページをご覧ください。

1番でございます。前回鹿海町で大量の非農地証明申請が提出されましたが、今回はその時に間に合わなかった7筆分でございます。よっていつものように写真資料を用意はしましたが、広範囲で複雑になっていますので、今回も前回と同様に申請人から提出されました航空

写真と地番図を重ねた資料を写真資料の最後に付けさせていただきました。前回の写真資料には今回の分も記載されておりましたので、少々ややこしくなっておりますがご了承をお願い申し上げます。鹿海町字南田他の田 7 筆 1,197 m<sup>2</sup>、現況地目は山林でございます。所有者別には 2 件となっております。これは前回と同様にこの辺りが平成 5 年頃から耕作しなくなり山林化してしまったとのことで、航空写真を提出した上での非農地証明の願い出があがっております。

2 番でございます。辻久留二丁目 239 番 6 畑 現況は山林でございます。これは昭和 27 年に伊勢市の都市計画公園地域に指定された頃から耕作を放棄してしまい山林化したもので、昭和 58 年当時の航空写真が提出され、非農地証明の願い出があがってきております。

3 番でございます。二見町茶屋 364 番の田 現況は山林でございます。これは、昭和 30 年頃から旅館を営むこととなり、耕作を放棄してしまい山林化してしまったとのことで、20 年間は過ぎていると推測できる申請地に自生しておりました木を切り倒した切り株の写真が提出され、非農地証明の願い出が上がってきております。そしてその切り株の写真をスキャンしてデータ化して拡大して数えた資料を回覧させていただきます。これを見る限り 20 年は経っていると事務局は判断しているところでございます。

議案第 4 号につきましては以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

泉委員

以前神宮から境内地の山林への転用申請が出されましたが、今回のような非農地証明とはどのように違うのですか。

<p>係 長</p>	<p>神宮の転用申請は植林することを目的としており、今回の非農地証明は現況が山林化してしまったので農地でないことを証明して法務局で地目を変えることを目的としております。</p>
<p>局 長</p>	<p>神宮の場合も非農地証明は可能と思われませんが、地目を変えてから所有権移転もすることになります。5条申請であれば転用と所有権移転が一度にできますので、その所有権移転の有無の違いもあります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 非農地証明願については、これを承認し、許可することとに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p>
<p>山神 (農林水産課)</p>	<p>それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。</p> <p>件数は102件で、田が212筆の432,676㎡、畑が6筆の2,833㎡、計218筆の435,509㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。</p> <p>内訳といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が2件で、田のみ4筆の8,504㎡。</li> <li>◇3年間の利用権(使用貸借権)の設定が2件で、畑のみ2筆の923㎡。</li> <li>◇4年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ2筆の4,972㎡。</li> <li>◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が13件で、田が32筆の67,785㎡、畑が1筆の764㎡、計33筆の68,549㎡。</li> </ul>



- ◇6年間の利用権（賃貸借権）の設定が2件で、田のみ11筆の16,910㎡。
- ◇7年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の1,302㎡。
- ◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が48件で、  
田のみ102筆の197,879㎡。
- ◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が29件で、  
田のみ59筆の134,798㎡。
- ◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田が1筆の526㎡、  
畑が3筆の1,146㎡、計4筆の1,672㎡

以上件数は102件で、田が212筆の432,676㎡、畑が6筆の2,833㎡、計218筆の435,509㎡でございます。転貸抜きの件数は、田が153筆の297,878㎡、畑が6筆の2,833㎡、計159筆の300,711㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしく願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。それでは、議案第5号の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

<p>係 長</p>	<p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <p>1. 農用地利用集積計画の中途解約について ……………10件（説明内容記録省略）</p> <p>2. 農地利用変更届出書について ……………9件（説明内容記録省略）</p> <p>3. 農地の転用事実に関する照会書について （津地方法務局伊勢支局より） ……………1件（説明内容記録省略）</p> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願ひし ます。</p>
<p>係 長</p>	<p>現地調査におきましては、今月の実施予定日は10月28日（水）、 29日（木）の予定です。 10月28日（水） 岡田 敏男 委員 北村 安弘 委員 10月29日（木） 泉 一嘉 委員 中西 重喜 委員 にそれぞれお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第178回の総会を 閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうご ざいました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_